

2023年12月28日

2023年12月31日以前始期のお客さまへ

三井住友海上火災保険株式会社

自動車保険

2024年1月1日以降に発生した事故に適用

レンタカー費用に関する補償の変更について

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2024年1月1日以降、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）で規定しているレンタカー費用に関する補償内容を改定し、補償の対象となる費用について一部変更いたしますので、以下のとおりご案内します。

1. レンタカー費用に関する補償の変更

(1) 改定内容

レンタカー費用に関する補償については、自然災害の影響によりレンタカーを借り入れることが困難と当社が認めた場合に限り、レンタカーの代替として他の交通手段（「わ」「れ」ナンバー以外の代車、電車・バス等の公共交通機関、タクシー等）を利用した際の費用を補償対象としていました。

今般、自然災害の影響の有無にかかわらず、レンタカーの在庫不足等によりレンタカーの借り入れが困難な場合であっても、レンタカーの代替として他の交通手段を利用した際の費用を補償対象とするようにいたします。ただし、他の交通手段を利用する前に、当社の承認を得る必要があります。

(2) 対象となる特約

レンタカー費用に関する補償がある下表の特約を対象とします^(注1)。

特約名
レンタカー費用特約
レンタカー費用特約（特殊車両等用）
代車提供特約
災害時応援協定に基づく電動車等貸与時のレンタカー費用特約
ロードサービス費用特約（2022年12月31日以前始期契約 ^(注2) ）
ハイステージロードサービス費用特約（2022年12月31日以前始期契約 ^(注2) ）
運搬時レンタカー費用特約
運搬時代車提供特約

(注1) 保険契約締結時点の約款の規定を民法第548条の4（定型約款の変更）に基づき変更の上、適用します。

(注2) 2023年1月1日以降始期契約におけるこれら特約ではレンタカー費用は補償しないため、レンタカーの代替として他の交通手段を利用した際の費用も補償されません。

2. 適用時期

2024年1月1日以降に発生した事故に対して適用（保険契約の始期日にかかわらず、事故日を基準に適用）します。

以上